

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
核医学診断用装置(RI)更新に伴う改修・接続工事	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.4.13	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥4,160,167	契約業者は、当該装置の販売業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
核医学診断用装置(SPECT-CT)システム連携	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.4.13	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥1,432,420	契約業者は、当該装置の販売業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
院内保育所運営委託契約	高知赤十字病院 総務・人事課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.4.1	高知市南はりまや町2丁目4番15号 四国管財株式会社	¥2,020,000	契約業者は、過去にプロポーザルで選定されて以降当該業務を請け負っている実績から本件に精通しており、円滑で適切な履行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
「高知あんしんネット」利用料	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.4.12	高知市鷹匠町2丁目1-4クレオ1F 高知県保健医療介護福祉推進協議会	¥1,320,000	契約業者は、当該機器の納入元であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
耳鼻科・眼科ファイリングシステム(Claio)保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.5.15	徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33  テック情報株式会社	¥2,400,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
手術室システム(Prescient OR)保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.5.29	高知市南久保9番8号  株式会社 シーメック	¥4,796,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
診療情報管理システム(Medi-Bank)地域連携システム/医療相談システムの保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	大阪府中央区久太郎町1丁目6番29号  インフォコム株式会社	¥1,056,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
患者案内表示板・会計表示システム・自動精算機・再来受付機の保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	香川県高松市太田下町3025-16  株式会社 アルメックス	¥2,310,000	契約業者は、当該システムの製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
病理システム(Pathotopia)の保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	高知市南御座9番41号  アルフレッサ篠原化学株式会社	¥1,650,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
生体情報管理システム(PrimeGaia)保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	高知市南久保9番8号  株式会社 シーメック	¥1,320,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
生理検査診断情報システム(PrimeVita)保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	高知市南久保9番8号  株式会社 シーメック	¥4,400,000	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
ネットワークシステムの保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	高知市本町4-2-40  富士通Japan株式会社	¥4,400,000	契約業者は、当該システムの構築元であり、構造設備を熟知しており確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
電子カルテシステムの保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.6.1	香川県高松市中野町29-2 日本電気株式会社	¥21,780,000	契約業者は、当該システムの販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。